

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：基盤研究 (A)
研究期間：2006～2008
課題番号：18252003
研究課題名 (和文) 戦略的環境アセスメントにおける参加制度と手法の国際比較
研究課題名 (英文) International Comparison of Public Participation System and Method of Strategic Environmental Assessment
研究代表者
原科 幸彦 (HARASHINA SACHHIKO)
東京工業大学・大学院総合理工学研究科・教授
研究者番号：20092570

研究成果の概要：戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment: SEA) は事業よりも上流の意思決定段階において実施する環境アセスメントである。本研究は、欧米の先進制度の分析を通じて、日本に適合した方法を探索することを目的として実施した。その結果、運用対象を意識した制度設計を行い、環境を専門とする複数団体の関与を早い段階から保証することの有効性などが示唆された。また、情報公開の徹底、異議申立との連動、都市計画制度との緊密な連動など、SEA に関わる諸制度の整備と連携を、SEA 制度の整備と同時に行う必要があることが明らかとなった。

交付額：

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 18 年度	6,000,000	1,800,000	7,800,000
平成 19 年度	5,400,000	1,620,000	7,020,000
平成 20 年度	5,900,000	1,770,000	7,670,000
年度			
年度			
総計	17,300,000	5,190,000	22,490,000

研究分野：環境計画

科研費の分科・細目：環境影響評価・環境政策

キーワード：戦略的環境アセスメント、市民参加、制度比較

1. 研究開始当初の背景

環境アセスメントは持続可能な開発を実現する基本的な手段だが、現行制度では事業計画の直前に行われるため、十分な環境配慮を行うには限界がある。そこで、事業よりも上位の計画や政策の策定の段階において実施する、戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment: SEA) の導入が求められている。SEA は持続可能な社会づく

りの重要な手段だが、財政構造改革のための公共事業見直し的手段としても、その導入の社会的要請は高まっている。

日本においては 90 年代から、自治体が先行する形で導入が進み、2007 年には環境省によってガイドラインが策定された。海外では、1969 年の米国 NEPA (国家環境政策法) をはじめ、先進国や国際条約、開発援助などによって早くから導入が図られてきた。

2. 研究の目的

SEA は計画や政策の策定段階で透明性高く環境配慮を行うためのもので、代替案の比較検討によって、これを実現する。このためには情報公開と住民参加の推進が求められ、そのための制度や手法、条件の整備が必要である。だが、我が国では、参加の機会は増えたものの、真の参加である「意味ある応答」はまだ不十分である。他方、欧米には市民参加の長い歴史の中で、効果的な制度と手法が蓄積されている国がある。このような国の SEA における参加の制度とその手法を把握することは、我が国への導入にむけて大いに参考になる。

ただ、政策や計画への参加の様態はそれぞれの国の社会的背景により規定される。したがって、SEA を導入するにあたっては、社会の意思決定機構や民主化の進展、国民意識の変化など、当該社会の多面的なコンテクストに適合したものでなければならない。この観点から本研究では、欧米の先進事例の分析を通じて、日本での SEA 制度整備の条件を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

3. 1 国の選定及び対象の抽出

環境アセスメントにおける合理的な側面はアングロサクソンのものであるといわれているが、その点で共通すると考えられる諸国から、調査対象国を選定した。すなわち、伝統社会から離れた新大陸の国として米国を、また、伝統社会の国として英国を選定した。新大陸の先進諸国では民主主義の実験が行われてきたが、米国は世界で最初にアセスを始めた国で、参加制度も最も進んだ国とされている。一方、伝統社会の影響が強い欧州でその代表的な国が英国である。

米国の場合は州毎に、英国（連合王国）の場合は構成国毎に異なる SEA を持っている。そのすべてを扱うことは困難なことから、それぞれの国を代表する州ないし構成国の制度を抽出し、分析することとした。

3. 2 分析の枠組みと調査の概要

本研究では、両国の SEA に対して、二つの観点から分析を行った。第一に、計画策定過程への SEA の関わり方である。SEA は計画策定プロセスに対し、環境配慮のための手続きを付加するものである。このため、計画策定において、効果的に環境面からの検討の結果を反映させるためには、そのタイミングや検討内容、そして意思決定に反映させるための手法等が重要となる。このような計画策定プロセスへの SEA の関わり方には、大きく三つの形態があると言われている。すなわち、両者の結び付きが弱い順に、分離モデル、（手続）統合モデル、一体化モデルである。そこで、両国の制度がこれらのどれに該当す

るかについて検討した。

第二は、SEA における参加の特徴である。「意味ある応答」を実現するためには、SEA の核心である「代替案分析」と、その内容をチェックする「審査」、さらに制度規定の遵守を保証する「異議申立」を含めた三つの階層において、十分な参加が実施される必要があると考える。そこで、この各段階に着目して、制度と運用実態の両面から参加の特徴を明らかにした。

具体的には、「代替案作成」においては、どのような範囲の情報をどのような主体から情報を収集するのか、また計画策定のステップに照らしてどのようなタイミングでこれを実施するかを把握した。「審査」においては、どのように専門性や第三者性といった側面を保証しているか、また、意思決定との関係はどのように整理されているかを把握した。「異議申立」に関しては、環境分野においてもコンプライアンスを確保する欠かせない仕組みであるが、その基本的な枠組みや仕組みを把握した。

調査は、各国の研究者、各国、各州の政府機関の他、それぞれの事例に関わった民間団体等への聞き取りを行い、また、事例分析においてはさらに現地視察を実施した。

4. 研究成果

4. 1 米国の SEA

1) 対象の抽出

米国においては、アセスの対象が連邦政府の意思決定である場合は NEPA 手続きが、州及び自治体の意思決定の場合は、それぞれに対応する制度が適用される。

本研究では、計画策定と SEA の関係を踏まえつつ、参加で扱われる情報や多主体間の調整過程を分析するが、NEPA では連邦機関の実施する大規模な開発事業や軍の事業が多くを占め、具体的な計画策定の調整の分析には適さない。そこで、ここでは州レベルの SEA を対象とする。

このため、米国における全ての州制度を整理したうえで NEPA に相当する SEA 制度を抽出し、制度の対象、評価項目、SEA 手続きにおける公衆参加の規程、第三者の関与に着目し比較を行った。その結果、関連部局間の参加による調整を重視しているカリフォルニア州と、一般市民の参加の規定を重視しているワシントン州の2州が、参加の観点から特徴的であることが明らかになった。

2) カリフォルニア州

カリフォルニア州では 1970 年に制定されたカリフォルニア州環境質法（CEQA : California Environmental Quality Act）により、州および州内の郡・市が行う裁量を伴う行為に対して環境アセスメントの実施を求めている。ワシントン州と同様、事業段階

のみならずプログラム・計画・政策段階にも適用され、社会経済面の考慮も行うことから、SEAを含む制度であるといえる。また、上位の意思決定段階への適用時も特別な手続要件は求めず、従来の事業アセスと同様、構造化された手続を用いた環境影響の予測、評価、低減を求めることが確認された。これは「分離モデル」に該当すると考えられる。

一方、参加については、制度分析の結果、関連行政部局による参加を多く求めており、法的要件としては公衆参加が少ないことなどの特徴が明らかとなった。

運用実態の事例分析の対象はカリフォルニア州の州都であるサクラメント市中心部における、100ha程度の大規模複合開発のマスタープランに対するSEAとした。

分析の結果、「代替案分析」においては、法的要件を大きく超える公衆参加が行われていた。また、「審査」では、重要な関連行政部局とはプロセスの早い段階から、継続的に協議を行うことにより、計画プロセスへの環境情報のインプットを可能にしていることが明らかとなった。このとき、プロセスの透明性が高いことと、最終的な意思決定時と意思決定後の「異議申し立て」の仕組みが整備されていることで、市民による監視が効果的に働き、要件以上の公衆参加が行われていることが分かった。

3) ワシントン州

ワシントン州では1971年制定の州法の州環境政策法（SEPA：State Environmental Policy Act）によって州政府及び州内のすべての公共団体に対して事業段階の環境アセスメントに加えSEAの実施を求めている。同州では、1990年の成長管理法制定以降、プランニングプロセスとSEAプロセスの統合に関する取り組みが積極的に行われていることが確認された。また、現制度の計画策定プロセスとSEAプロセスの特徴は、計画策定の開始から終了までのプロセス全体を通じて断続的にSEAが環境の側面から情報を入力できる仕組みになっていることが分かった。したがって、当州のSEAは「統合モデル」に該当するといえる。

このSEAにおける参加に関して制度分析を行った結果、プランニングプロセスの早いステップにおいて参加の機会を確保している点が特徴的であることが分かった。

事例分析の対象は、シアトル都市圏における成長管理政策（VISION 2040）へのSEAとした。この結果、「代替案作成」における参加は行政機関、民間の利害関係主体、公衆をすべて水平的に同一の枠組みで扱う手法によって情報や意見の収集を行っていた。また、「審査」に関しては、第三者の審査期間を設けることなく、代替案作成と同じ手法で参加の手続きを実施し、この後、成長管理政

策の地域協定に加盟する自治体の代表者で構成される策定主体の合議によって審査が行われた。「異議申し立て」に関しては、当該事例では異議申し立てがなされなかったが、同州のSEA制度ではスクリーニングのステップと準備書に当たるDEISのステップで行政庁に申し立てを行う不服審査の機会が設けられている他、最終意思決定の直前に出訴期間を確保するための待機規定が設けられていることが分かった。

4. 2 英国のSEA

1) 対象の抽出

英国はイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにより構成される連合王国であり、SEA制度も構成国ごとに設けられている。だが、これら制度の間には大きな違いがないため、本章では代表としてイングランドを扱い、最も運用経験の多い土地利用計画に対するSEAの適用に焦点を絞り分析を行った。土地利用計画に対しては計画・強制収用法（Planning and Compulsory Purchase Act 2004）で、持続可能性評価（SA: Sustainability Appraisal）により、計画が持続可能であるかどうかを評価することが求められている。これは環境のみならず、経済、社会の評価も含めている。この意味でSAはSEAを含むものであり、以下ではこのSAを対象に分析した。

2) イングランド

イングランドは土地利用計画制度に長い歴史を持つため、まず、環境配慮制度と土地利用計画制度の歴史の変遷を整理して、現在のSA制度の歴史的な脈絡を明らかにした。

その結果、土地利用に対する環境影響評価は、土地利用計画制度内の規則として制度化されており、SAについても計画に対する環境面の審査を行うためではなく、持続可能性のある計画を策定するという目的で導入されたことが明らかになった。同時に、SEA制度の直接のきっかけはEU指令であり、EU指令を満たす形で、SEAを包含するSAを制度化したことにより手続きが定式化されたことも明らかとなった。

また、SA制度を分析した結果、政策・計画レベルという戦略性の高い計画のみを適用対象としていることが確認された。計画プロセスとSAプロセスは一体となっており、代替案の作成及び評価は繰り返しの作業を行うことで環境情報の計画への反映を可能にしている。この点から、この制度は「一体化モデル」に該当すると考えられる。

参加の特徴については、早期段階においては法廷協議機関という環境を専門とする準行政部局の参加を積極的に行うことにより、科学的合理性を高める形をとっている一方、公衆参加に関する規定はSAにおいては少ないが、計画に対する参加という形で設けられ

ていた。このように、参加に関しても計画プロセスと SA プロセスは一体化している。このため、土地利用計画制度の重要な要素である、参加の方針書 (SCI : Statement of Community Involvement) と、独立審査が SA にも関連することが示唆された。SCI とは、計画策定の中でどのように参加を行うか、事前に定めた文書であり、独立審査とは、計画案および SA 報告書、その他計画関連文書と公衆意見を総合的に判断し、計画案を採択すべきであるかどうかをインスペクターにより判断される手続きである。

事例分析として、以下の 2 事例を対象とした。1 例目のシェフィールド市におけるコアストラテジーは市全域の長期開発方針を定める計画文書であり、この策定に当たり SA が適用された事例である。2 例目のプレストン市計画書補遺版 (SPD : Supplementary Planning Document) は、市のコアストラテジーを実現するための、ある特定地区の開発方針・方法を定める計画文書であり、この策定に当たり SA が適用された。この 2 例により、市レベルの、最も戦略的な文書と、最も事業に近いレベルの文書それぞれに SEA を適用した際の運用をカバーすることで包括的な運用実態分析を行った。

これらの事例分析の結果、計画プロセスと並行して SA が行われていることが確認され、計画策定の各段階において計画の持続可能性が評価されるプロセスが明らかとなった。このとき、早い段階で環境を専門とする準行政組織や、当該地域のコミュニティグループとの協議を行うことで、SA に配慮していた。また、独立審査により計画案とその SA 報告書が審査されるため、計画案の作成プロセス全体に大きく影響することも分かった。

また、特にプロセスの早い段階における市民団体以外の一般公衆による参加が課題であること、計画に対する参加と SA に対する参加の区別がされていないことが浮き彫りになった。異議申し立てについては、訴訟に発展するケースは極めてまれであり、独立審査プロセスにおいて不服内容が扱われることが通常であった。なお、SCI に関しては、プロセスの中で参照されることはあったが、具体的な効果についてはさらなる研究が必要である。

5. 国際比較—日本での導入の観点から

5. 1 比較の視点

最後に、英米の SEA 制度を相対比較することで、SEA 制度としての特徴を明確にするとともに、その違いの理由を各国のコンテキストとの関連から考察した。そして、SEA の形式、その特徴とコンテキストに鑑みて、我が国における SEA の制度整備へ向けた諸条件の考察を行った。

5. 2 共通点

今回対象とした 3 制度の全てにおいて共通していたのは、環境を専門とする複数の関連行政部局による関与が早い段階から継続的に保証されていた点である。このことにより、運用上は特にスコーピング段階の関与が重視されており、公式な形での意見書提出のほかにも、非公式に協議の場を設定したり電話によるやり取りを行ったりしていた。ただし、いずれの制度でも公式の意見提出機会が存在することで情報公開を保証していた。

5. 3 特徴的な点

一方、プロセスの形態や参加方法については違いが認められた。ここでは制度ごとに特徴をまとめた。

1) カリフォルニアの SEA

プログラム段階への適用が効果的であり、環境面に焦点を当てた評価を行うことに適したプロセスであるといえる。特に、詳細な情報に基づく具体的な環境影響のチェックをしやすい。公衆参加については、公衆による監視が働いているため、計画に対する関心の高さに応じて参加機会を増減可能な柔軟性を持つ。ただし、公衆監視の実効性を支えるために訴訟が必要だが、一方で、必ずしも環境影響に関心がない場合でも、事業を止めたいという意図から訴訟が発生するという問題もある。

2) ワシントンの SEA

上位から下位まで幅広い意思決定段階への適用を効果的に行うことができると考えられる。最大の特徴は、意思決定プロセスと SEA プロセスを統合することにより環境情報主導の計画策定が可能となる点である。また、公衆参加の義務規定が最も多く、参加機会の保障がなされていた。一方で、手続きが長く、並行プロセスを実施するためには多くの資源を要することが課題である。また、統合が実現するかどうかは、SEA 実施主体の意思に依存する部分が大きいと考えられる。

3) イングランドの SEA

他の二制度に比べ、より上位の意思決定段階への適用が効果的であり、環境面のみの配慮ではなく、持続可能性の観点からよりよい意思決定を目指すものである。ただし、これが可能となる条件は、開発方針と方法を定める文書を分けるような土地利用計画体系と、土地利用計画策定プロセスにおける参加規程が存在することである。特に、土地利用計画制度に基づく参加方針書と独立審査が大きく関係しており、SEA 部分のみを切り取って制度化しただけでは効果的ではないと考えられる。また、土地利用計画と完全に統合されているため、逆に、SEA に対する公衆の理解が弱いという課題があった。より具体的な情報による環境面の評価には適していないと考えられる。

5. 4 日本における制度化への示唆

日本におけるさらなる制度化へ向けて、制度適用対象を意識した制度設計を行うこと、複数の環境を専門とする団体の関与を早い段階から保証することなどが示唆された。また、情報公開の徹底、異議申立との連動、都市計画制度との緊密な連動など、SEAに関わる諸制度の整備との連携が重要であり、SEA制度の整備と同時に進行の必要性があることが明らかとなった。

6. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計11件)

- 1) 小野聡、井関崇博、原科幸彦(2009) 協議会方式によるパブリック・インボルブメントの方法に関する研究：千葉柏道路計画の構想段階を事例として。『計画行政』32(2)、査読有
- 2) 原科幸彦(2008) 環境アセス法の10年を総括する。『環境情報科学』, 36(4), 60-65、依頼論文
- 3) 柴田裕希、原科幸彦、熊澤輝一(2008) 米国ワシントン州における計画策定手続きと統合された戦略的環境アセスメント(SEA)の参加制度。『計画行政』, 31(2)、45-53、査読有
- 4) 多島良、柴田裕希、原科幸彦(2008) カリフォルニア州環境アセスメント制度における戦略的環境アセスメントの特徴と効果。『計画行政』, 31(4)、73-81、査読有
- 5) 原科幸彦(2008) 途上国での環境社会配慮—JICA・JBICの現行ガイドラインと新JICA。『環境技術』, 37(8)、530-536、依頼論文
- 6) 原科幸彦(2007) 戦略的環境アセスメント(SEA)制度化の動向—環境省の共通ガイドラインの制定と今後。『環境と公害』, 37(1)、51-56、依頼論文
- 7) 原科幸彦(2007) 持続可能な社会づくりのための戦略的環境アセスメント。『環境アセスメント学会誌』, 5(2)、4-9、依頼論文
- 8) 清水谷卓、原科幸彦(2007) イングランドの開発計画制度の枠組における戦略的環境アセスメントの特徴—都市・農村計画制度と環境配慮制度の変遷に着目して。『環境情報科学論文集』, 21、339-344、査読有
- 9) 李秉權、原科幸彦(2007) 日本と台湾の環境アセスメント制度の国際比較。『計画行政』, 30(2)、49-60、査読有
- 10) 原科幸彦(2007) 戦略的環境アセスメント(SEA)制度化の動向—環境省の共通ガイドラインの制定と今後。『環境と公害』, 37(1)、51-56、依頼論文
- 11) 原科幸彦(2007) 持続可能な社会づくりのための戦略的環境アセスメント。『環境アセスメント学会誌』, 5(2)、4-9、依頼論文

〔学会発表〕(計32件)

- 1) Shimizutani, T. and Harashina, S.(2009) Public Participation in the Development of the Core Strategy for Tandridge District Council, England, The 29th Annual Meeting of IAIA, Accra, Ghana,

May, 2009

- 2) Tajima, R. and Harashina, S. (2009) 'Comparison of the Third Party Review in SEA System' The 29th Annual Meeting of IAIA, Accra, Ghana, May, 2009
- 3) Shibata, Y., Takiya, N. and Harashina, S.(2009) 'SEA Concepts in Japanese International Cooperation' The 29th Annual Meeting of IAIA, Accra, Ghana, May, 2009
- 4) 多島良、柴田裕希、原科幸彦(2008) カリフォルニア州環境アセスメント制度における参加の特徴。日本計画行政学会第2回若手研究交流会、予稿集156-159、東京、2008.3.
- 5) 柴田裕希、多島良、原科幸彦(2008) 計画プロセスと統合された戦略的環境アセスメントの参加制度—シアトル都市圏成長管理政策 VISION 2040の策定を事例に—。日本計画行政学会第2回若手研究交流会、予稿集160-163 東京、2008.3.
- 6) Harashina, S., Sugimoto, T. and Shimizutani, T. (2008) 'Difficulties of Introducing SEA into a Society -Japanese Case-', The 28th Annual Meeting of IAIA, Perth, Australia, May, 2008
- 7) Shibata, T., Tajima R. and Harashina, S. (2008) 'Integrated Approach of SEA in Washington State, U.S.', The 28th Annual Meeting of IAIA, Perth, Australia, May, 2008
- 8) Tajima, R., Shibata, T. and Harashina, S. (2008) Application of SEA to Urban Redevelopment: A Case Study in California', The 28th Annual Meeting of IAIA, Perth, Australia, May, 2008.
- 9) Shimizutani, T. and Harashina, S. (2008) 'Community Involvement for Developing Development Plan Documents in England'. The 28th Annual Meeting of IAIA, Perth, Australia, May, 2008
- 10) 古郡ゆう子、原科幸彦(2008) 米国のSEA国有林管理計画における参加制度と参加モデルの変遷。環境アセスメント学会2008年度研究発表会、要旨集58-63、大阪、2008.9.
- 11) 原科幸彦(2008) ODAにおける環境社会配慮のあり方—新JICAのガイドライン改定に向けて—。環境アセスメント学会2008年度研究発表会、要旨集94-97、大阪、2008.9.
- 12) 杉本卓也、原科幸彦(2008) 自治体における戦略的環境アセスメント制度の導入過程に関する一考察。環境アセスメント学会2008年度研究発表会、要旨集110-114、大阪、2008.9.
- 13) 多島良、柴田裕希、原科幸彦(2008) カリフォルニア州における再開発事例に見るSEA効果とその条件。日本計画行政学会第31回全国大会、報告要旨集189-192、東京、2008.9.
- 14) 柴田裕希、多島良、原科幸彦(2008) 計画プロセスと統合された戦略的環境アセスメントの参加過程—シアトル都市圏成長管理政策 VISION2040の策定を事例に—。日本計画行政学会第31回全国大会、報告要旨集181-184 東京、2008.9.

- 15) 瀧屋直樹, 原科幸彦(2008) 新 JICA の環境社会配慮ガイドラインにおける SEA. 環境情報科学センター・環境研究発表会、ポスターセッション、東京、2008.11.
- 16) 熊澤輝一, 柴田裕希, 原科幸彦 (2007) シアトル都市圏計画の代替案選択手続きにおける環境配慮プロセス—ビュージェット湾広域会議 VISION2020 の事例—。日本計画行政学会第1回若手研究交流会, 予稿集 45-48、東京、2007.3.
- 17) 柴田裕希, 熊澤輝一, 原科幸彦 (2007) 米国ワシントン州における計画策定過程の環境アセスメント制度。日本計画行政学会第1回若手研究交流会, 予稿集 125-128、東京、2007.3.
- 18) Harashina, S.(2007) 'Recent Movement of Strategic Environmental Assessment in Japan', The 27th Annual Meeting of IAIA, Seoul, Korea, May, 2007
- 19) Shimizutani, T. and Harashina, S.(2007) 'Public Involvement of English Style in the Process of Regional Spatial Strategy Development Focusing on the South East Plan', The 27th Annual Meeting of IAIA, Seoul, Korea, May, 2007
- 20) Harashina, S., Shibata, Y. and Kumazawa, T.(2007) 'Growth Management and SEA', The 27th Annual Meeting of IAIA, Seoul, Korea, May, 2007
- 21) Tahir, M. A., Harashina, S. (2007) 'Waste Facility Siting and Citizen Involvement in US', The 27th Annual Meeting of IAIA, Seoul, Korea, May, 2007
- 22) Harashina, S., Miyashita, Y. and Hara, N.(2007) 'Utilized Methods of Comparing Alternatives in Environmental Impact Assessment in Japan', The 27th Annual Meeting of IAIA, Seoul, Korea, May, 2007
- 23) 柴田裕希, 原科幸彦, 熊澤輝一 (2007) 米国ワシントン州における戦略的環境アセスメントと計画策定の参加制度。日本計画行政学会第30回全国大会、報告要旨集 1-4、福岡、2007.9.
- 24) 清水谷卓, 原科幸彦(2007) 「イングランドの広域都市計画策定過程における戦略的環境アセスメントを用いた合意形成—南東イングランド地方を事例として—。日本計画行政学会第30回全国大会、報告要旨集 216-219、福岡、2007.9.
- 25) 原科幸彦, 宮下雄基, 原誠宏 (2007) 我が国の環境アセスメントにおける代替案の比較検討手法。環境アセスメント学会 2007 年度研究発表会、要旨集 49-54、東京、2007.9.
- 26) 錦澤滋雄・田中絵美 (2007) 環境アセスメントにおける方法書の実態分析—滋賀県を事例として—。環境アセスメント学会 2007 年度研究発表会、要旨集 55-60、東京、2007.9.
- 27) 清水谷卓, 原科幸彦 (2007) 「イングランドの SEA を伴う地域計画策定過程における公衆参加—地域参加に関する方針書(SCI)に着目して—。環境アセスメント学会 2007 年度研究発表会、要旨集 89-94、東京、2007.9.
- 28) 古郡ゆう子, 原科幸彦 (2007) 米国の森林管理計画における環境保全への公衆関与。環境アセスメント学会 2007 年度研究発表会、要旨集 95-100、東京、2007.9.
- 29) Nishikizawa, S. and Fujii, Y. (2007) 'Practices of Environmental Impact Assessment Review Committees -56 Japanese Local Government Committees-', Proceedings of the International Symposium on Eco-Topia Science, 1342-1346, Nagoya, 2007.10.
- 30) Harashina, S. (2006) 'Public involvement for sustainable society and SEA', The 26th Annual Meeting of IAIA, Stavanger, Norway, May, 2006
- 31) Harashina, S., Sugimoto, T. and Shimizutani, T.(2006) 'The trend of SEA movement in Japanese local governments' The 26th Annual Meeting of IAIA, Stavanger, Norway, May, 2006
- 32) 清水谷卓, 原科幸彦 (2006) 英国の計画制度における計画階層間の戦略的意思決定の反映—地方空間戦略(RSS)及び地域開発フレームワーク(LDF)に着目して—。日本計画行政学会第29回全国大会、報告要旨集 132-135、大阪、2006.9.

〔図書〕(計2件)

- 1) 浅野直人, 原科幸彦ほか (2009) 『戦略的環境アセスメントのすべて』、ぎょうせい、
- 2) 原科幸彦編著(2007) 『環境計画・政策研究の展開—持続可能な社会づくりへの合意形成』、岩波書店

7. 研究組織

(1)研究代表者

原科幸彦 (Sachihiko Harashina) 東京工業大学・大学院総合理工学研究科・教授 (研究者番号: 20092570)

(2)研究分担者

坂野達郎 (Tatsuro Sakano) 東京工業大学・大学院社会理工学研究科・准教授 (研究者番号: 40196077) (平成 18 年度~19 年度)

錦澤滋雄 (Shigeo Nishikizawa) 滋賀県立大学・環境科学部・講師 (研究者番号: 70405231) (平成 18 年度~19 年度)

井関崇博 (Takahiro Iseki) 東京工業大学・大学院総合理工学研究科・助教 (研究者番号: 50432018)

(3)連携研究者

坂野達郎 (Tatsuro Sakano) 東京工業大学・大学院社会理工学研究科・准教授 (研究者番号: 40196077) (平成 20 年度)

錦澤滋雄 (Shigeo Nishikizawa) 滋賀県立大学・環境科学部環境政策・計画学科・講師 (研究者番号: 70405231) (平成 20 年度)

(4)研究協力者

清水谷卓 (Takashi Shimizutani) 広島大学・産学連携センター・研究員

柴田裕希 (Yuki Shibata) 東京工業大学・大学院総合理工学研究科・博士課程

多島 良 (Ryo Tajima) 東京工業大学・大学院総合理工学研究科・博士課程